

# 出産・子育て応援ギフト 支給開始のお知らせ

## ■出産・子育て応援ギフトとは？

すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、経済的軽減を目的として支給する交付金のことです。あわせて小坂町では独自に出産祝金を支給します。妊婦・子育て家庭に身近に寄り添い、支援していく「伴走型相談支援」と一体的に行っていきます。

## ■対象者：小坂町に住所があり、下記に該当する方

- ①出産応援ギフト：令和4年4月1日以降に妊娠の届出をした方
- ②子育て応援ギフト：令和4年4月1日以降に出生した児童を養育している方

## ■支給：口座振込による現金支給

- ①出産応援ギフト：妊婦ひとりにつき5万円
- ②子育て応援ギフト：子どもひとりにつき12万円

町：5万円(出産祝金)  
国：5万円、県：2万円



## ■申請方法

妊娠届出時、乳児家庭全戸訪問時等にそれぞれ案内します。

■お問い合わせ先 福祉課町民福祉班 (TEL29-3925)

## すこやか育児手当改正のお知らせ

### ●新規申請受付終了

町内に在住している第3子以降の子どもを対象に、出生月から小学校入学前まで月額5千円を支給していますが、下記の通り内容が変更になりました。

令和4年度末までに出生した第3子以降の子ども  
…対象  
令和5年度以降に出生した第3子以降の子ども  
…対象外

### ●入学祝金対象拡大

町内に在住していて、小学校・中学校に入学する子どもを対象に、新たな門出をお祝いしたいという気持ちを込めて、5万円を支給しています。

これまでは対象者が限定されていましたが、下記のとおり令和5年度より支給対象児童が拡大されました。

令和4年度まで…第3子以降の子ども  
令和5年度以降…すべての子ども



■お問い合わせ先 福祉課町民福祉班 (TEL29-3925)

## 令和5年度 小坂町在宅育児支援給付金 申請を受け付けています

### 対象の要件

- 児童・保護者共通：小坂町に住所を有していること
- 児童に関する要件：生後8週間～3歳の誕生日を迎えてから1回目の3月31日を迎えるまでの間であること
- 保護者に関する要件：保育園等の未就学施設を利用せずに、在宅で育児をしていること

### 支給額

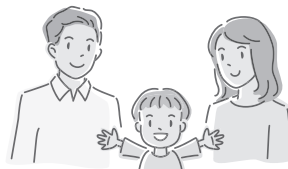
対象 児童1人につき月額15,000円

### 申請期間

令和6年3月29日(金)まで

申請書は教育委員会総務班で配布しているほか、町ホームページにも掲載しています。

※昨年度に給付決定を受けた場合でも、令和5年度に給付を希望する場合は、申請書の提出が必要です。



■申請書の配布・申請に関するお問い合わせ先  
教育委員会総務班 (TEL29-2342)